

# 岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助金交付事務取扱要領

令和5年4月1日施行

岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

## 第1 補助事業の要件 (要綱第3条関係)

### 1 補助事業の要件

要綱第3条別表に掲げる補助事業は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 営利を主たる目的としないこと。
- (2) 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。
- (3) 教室等が行ういわゆる習いごと等の発表会でないこと。
- (4) 他の市費補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団の利益となるような活動でないこと。

### 2 補助対象者の要件

要綱第3条別表に掲げる補助対象者のうち、申請者が個人である場合は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団もしくは暴力団員ではなく、かつこれらと密接な関係を有していないこと。

## 第2 補助金の交付申請(要綱第4条関係)

1 「岡崎市ジャズの街岡崎発信事業費補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)」は、様式第1号のとおりとし、「補助金の交付に必要と認める書類」とは、様式第1号に提出書類として記載するものとする。

2 交付申請書は、生涯学習課窓口へ直接又は郵送により提出するものとする。

3 企画事業区分の申請期間は毎年4月1日から5月30日までとし、郵送の場合は申請期間内の消印の申請を有効とする。対象とする事業は毎年6月15日から翌年3月31日までに完了する事業とする。

4 ジャズアーティスト支援区分の申請期間は通年とし、郵送の場合は申請期間内の消印の申請を有効とする。郵送による消印の日及び直接持参による受付の日が同一であるもののうち、要綱第4条第2項に規定する予算の範囲を超えることとなった日の申請については、これらの中から抽選を行い、決定するものとする。

5 「完了日」とは、事業の実施後、収入の額が確定し、経費の支払が完了する見込の日とする。

6 補助金の交付の決定をした場合は、様式第2号により通知するものとする。

第3 補助事業の変更及び取下げ(要綱第5条関係)

1 「変更等申請書」は、様式第3号のとおりとする。

2 「変更等申請書に必要と認める書類」とは、変更の根拠となる資料とする。

3 変更等申請書の内容を承認した場合は、様式第4号により通知するものとし、補助額の減額を伴う場合は、同時に様式第5号による通知を行うものとする。

第4 状況報告(要綱第6条関係)

「状況報告書」は、様式第6号のとおりとする。

第5 実績報告(要綱第7条関係)

1 「実績報告書」は、様式第7号のとおりとし、実績報告書に添付する「市長が必要と認める書類」とは、様式第7号に添付書類として記載されたものとする。

2 「完了日」とは、事業の実施後、収入の額が確定し、経費の支払が完了した日とする。ただし交付決定後、悪天候等のために中止した事業においては、中止確定後、収入の額が確定し、経費の支払が完了した日とする。また、完了日から起算して2か月後の同日が岡崎市図書館交流プラザ閉館日の場合は、その日以降最初に到来する開館日を期限とする。

3 実績報告書は、生涯学習課窓口へ直接又は郵送により提出するものとする。

4 補助金交付額の確定をした場合の通知は、様式第8号により行うものとする。